



目次	ページ
規 則	
◎高知県情報公開条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	1
告 示	
◎建築士法による都道府県指定登録機関の指定 (建築指導課)	2
◎建築士法による指定事務所登録機関の指定 (")	3
公 告	
○土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る病院事業料金の指定代理納付者の指定	3
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規則 (3・27揭示)	4
◎高知県教育委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則 (")	4
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	4
高知県教育委員会告示	
◎高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定 (教育委員会事務局文化財課)	4

規 則

高知県情報公開条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号
高知県情報公開条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県情報公開条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第15号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成21年4月1日とする。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号
高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第16号）附則第1項の規定に基づき、同条例（附則第2項の規定に限る。）の施行の日は、平成21年4月1日とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第20号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成21年4月1日とする。

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第28号
高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に

関する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日は、平成21年4月1日とする。

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号
高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)
第1条 この規則は、地方独立行政法法人（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営に関する基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の執行に関し必要な事項 (料金上限の認可の申請)

第3条 公立大学法人は、法第23条第1項の規定により業務に関して徴収する料金の上限について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 料金の種類及び上限
- (2) 料金の上限の根拠
- (3) 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- (4) 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由 (中期計画の認可の申請)

第4条 公立大学法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の30日までに知事に提出しなければならない。

2 公立大学法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない

い。

（中期計画に定める業務運営に関する事項）

第5条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 法第25条第1項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間（同条第2項第1号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）を超える債務負担
- (4) 法第40条第4項の規定による承認を受けた積立金の使途
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務運営に関し必要な事項
（年度計画の記載事項等）

第6条 法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、同項に規定する認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 公立大学法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を明らかにして、知事への届出及び公表をしなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第7条 公立大学法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について評価委員会（高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）第2条第1項の高知県公立大学法人評価委員会をいう。以下同じ。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を記載した報告書を事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第8条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績報告）

第9条 公立大学法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を記載した報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項の地方独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の申請）

第12条 公立大学法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する剰余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要であると認める書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の申請）

第13条 公立大学法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定に基づき当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに同項の規定による承認を受けなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要であると認める書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第14条 公立大学法人は、法第40条第6項に規定する剰余があるときは、同項の規定により納付する金額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該剰余が生じた期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第15条 公立大学法人は、納付金を当該納付金が生じた期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第16条 公立大学法人は、法第41条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び制限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第17条 公立大学法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容（土地の所在、地番、地目及び地籍又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）
- (2) 処分等に係る財産の予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）
- (3) 処分等の条件
- (4) 処分等の方法
- (5) 公立大学法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
（特定償却資産の指定）

第18条 知事は、公立大学法人が業務のために取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定に基づき指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（中期計画の認可の申請に係る特例）
- 2 公立大学法人の成立後最初に作成する中期計画に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「公立大学法人の成立後遅滞なく」とする。

告 示

高知県告示第274号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により都道府県指定登録機関の指定をしたので、同条第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都道府県指定登録機関の名称及び住所
社団法人高知県建築士会
高知市本町四丁目2番15号
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
高知市本町四丁目2番15号
- 3 二級建築士等登録事務の開始年月日
平成21年4月1日
- 4 指定年月日
平成21年3月19日

高知県告示第275号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により指定事務所登録機関の指定をしたので、同条第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人高知県建築士事務所協会
高知市本町四丁目2番15号
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
高知市本町四丁目2番15号
- 3 事務所登録等事務の開始年月日
平成21年4月1日
- 4 指定年月日
平成21年3月26日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により中村市古津賀土地区画整理組合の解散を平成21年3月31日付けで認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成21年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成20年高知県条例第3号）」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）」に、「その例によらない」を「同条例第3条の同表の適用を受ける高知県立療育福祉センターに勤務する職員の例による」に改める。

第3条中「が定める」を「が別に定める」に改める。

第3条の2第1項の表中「公営企業局長が」を「公営企業局長が別に」に改める。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

第6条第1項及び第3項中「夜間看護等手当」を「夜間看護等手当、分べん手当」に改める。

第7条第2項中「公営企業局長が」を「公営企業局長が別に」に改める。

第9条第1項中「正規の勤務時間」を「正規の勤務時間（高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第4条から第6条までに規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「定める」を「別に定める」に改め、「（高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号。以下「就業規程」という。）第4条から第6条までに規定する正規の勤務時間をいい、第18条第2項において「正規の勤務時間」という。）」を削り、同条第3項中「公営企業局長が」を「公営企業局長が別に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（分べん手当）

第9条の2 病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち公営企業局長が別に定める職員で、分べんの介助、帝王切開等分べんに関する直接の業務に従事したものに対しては、その従事した業務1件につき1万円を超えない範囲内で公営企業局長が別に定める額の分べん手当を支給する。

第11条中「公営企業局長が」を「公営企業局長が別に」に改める。

第19条の見出し中「回転翼航空機搭乗手当等」を「特殊勤務手当及び宿日直手当」に改め、同条中「回転翼航空機搭乗手当、死体取扱手当、夜間看護等手当、感染症病室内作業手当、放射線取扱手当、浄化槽等保守管理手当、危険作業手当、交替勤務手当、用地交渉手当、公物管理手当」を「第6条第1項に規定する特殊勤務手当」に改める。

第20条第2項中「公営企業局長が」を「公営企業局長が別に」に改める。

付則第10項の見出しを削り、同項を次のように改める。

10 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における職

員（職員の給与に関する条例の医療職給料表(1)の適用を受ける職員の例による職員を除く。）の給料の調整額は、第3条の2の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額（以下この項において「基礎調整額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（条例第17条並びに就業規程第32条第6項及び第35条第7項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。

(1) 条例第4条の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員 100分の5

(2) 前号に掲げる職員以外の職員であって、職員の給与に関する条例第21条第5項の人事委員会規則で定める職員の職にある職員の例によるもの（次号において「加算を受ける職員」という。）のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合（同号において「加算割合」という。）が100分の5を超える割合である職員 100分の1.85

(3) 加算を受ける職員のうち、加算割合が100分の5である職員 100分の1.3

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5

付則第11項を付則第12項とし、付則第10項の次に次の1項を加える。

（初任給調整手当に関する特例）

11 初任給調整手当の額については、当分の間、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により支給されるべき額に公営企業局長が別に定める額を加算した額とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 告 示
-----**高知県公営企業局告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、高知県立病院に係る病院事業料金を代理納付させる指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

病院名	指定代理納付者		指定期間
	所在地	名称	

高知県立安芸病院 高知県立幡多けんみん病院	高知市本町四丁目2番40号 ニッセイ高知ビル7F	株式会社高知カード	平成21年3月1日から平成22年3月31日まで（以後1年間ごとに自動更新されるものとする。）
	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	ユーシーカード株式会社	〃

教育委員会規則

高知県教育委員会に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第6号

高知県教育委員会に係る高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する職員の大学院等派遣研修（条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修をいう。以下同じ。）に係る条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（知事への報告）

第2条 教育委員会は、知事が定める方法により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した職員の大学院等派遣研修の名称並びに当該大学院等派遣研修を命ぜられた職員及びかつて大学院等派遣研修を命ぜられた職員（当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達した等の理由により条例第3条の規定の適用がなくなったものと認められた者を除く。）の大学院等派遣研修の状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

（高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の準用）

第3条 前条に定めるもののほか、教育委員会が実施する職員の大学院等派遣研修に係る条例の施行に関し必要な事項については、高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第17号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県教育委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第7号**

**高知県教育委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則**

高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）に規定する高知県教育委員会が行う県統計調査に係る調査票情報の提供その他同条例の施行に関し必要な事項については、高知県統計調査条例施行規則（平成21年高知県規則第19号）の規定の例による。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第8号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「
主競技場（全面・東半面・西半面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室
」

を

「
主競技場（全面・（ / ）面）・補助競技場・室内プール・大会議室・小会議室
」

に、

「主 競 技 場
（全面・東半面 を（全 面 ・ に、
・西半面） 」（ / ）面）」

「 B 照 明 」

「 B 照 明 」

（ 全 面 ・ 半 面 ） を （ 全 面 ・ （ / ） 面 ） に 改 め る 。
」

別記第2号様式及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「東半面・西半面」を「（ / ）面」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第9号

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第14条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月31日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
財団法人高知県文化財団
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで